

令和 6 年

第 2 回小山市議会定例会
追 加 議 案 書

小 山 市

令和6年第2回小山市議会定例会付議事件表

議案番号	件名	頁
議案第47号	小山市税条例の一部改正について	5

小山市税条例の一部改正について

小山市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月14日提出

小山市長 浅野 正富

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害に係る損失金額が、令和6年度分以後の年度分の市民税において、雑損控除の適用対象とされたことから、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市税条例の一部を改正する条例

小山市税条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第6条 略</p>	<p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第6条 略</p> <p><u>（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u></p> <p><u>第6条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損</u></p>

失対象金額が生じた年において生じ
なかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の
2の規定により控除された金額に係る
損失対象金額のうち同項の規定の
適用を受けた者と生計を一にする令
第48条の6第1項に規定する親族の有
する法附則第4条の4第4項に規定する
資産について受けた損失の金額(以下
この項において「親族資産損失額」と
いう。)があるときは、当該親族資産
損失額は、当該親族の令和7年度以後
の年度分で当該親族資産損失額が生
じた年の末日の属する年度の翌年度
分の市民税に係るこの条例の規定の
適用については、当該親族資産損失
額が生じた年において生じなかつた
ものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36
条の2第1項又は第4項の規定による申
告書(その提出期限後において市民税
の納税通知書が送達される時までに
提出されたもの及びその時までに提
出された第36条の3第1項の確定申告
書を含む。)に第1項の規定の適用を
受けようとする旨の記載がある場合
(これらの申告書にその記載がないこ
とについてやむを得ない理由がある
と市長が認める場合を含む。)に限

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年

第 2 回小山市議会定例会
追加議案参考資料

小 山 市

令和6年第2回小山市議会定例会
議案参考資料

議案番号	件名	頁
議案第47号	小山市税条例の一部改正について	11

小山市税条例の一部を改正する条例の改正概要

小山市税条例（昭和29年条例第7号）の一部改正

No	小山市税条例	根拠法令 改正内容
1	附則 第6条の2 (令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) 公布の日 施行	地方税法（以下「法」という。）附則第4条の4 ○第1項 令和6年能登半島地震による災害により住宅や家財等の資産について損失が生じた場合、納税義務者の選択により、令和6年度分以後の年度分の市民税において、その損失金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるもの ○第2項 親族資産損失額について、第1項の特例と同様の取扱いとするもの ○第3項 第1項の特例について、令和6年度分の申告書に特例を受けようとする旨の記載がある場合に限り適用するもの
2	附則 第7条 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 公布の日 施行	法附則第4条の5 ○第1項 法改正により法附則第4条の4が新設されたことにより、引用元の条文を1つ繰り下げるもの

施行期日

この条例は、公布の日から施行する。